

## 議第1号議案

京都地方税機構議会個人情報保護条例一部改正に係る議案の提出について

上記の議案を別記のとおり京都地方税機構議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年2月7日

京都地方税機構議会議長 荒巻 隆三 様

提出者 京都地方税機構議会議員  
松本 俊清  
中村 正孝  
坂本 優子

## 別記

京都地方税機構議会個人情報保護条例一部改正の件

京都地方税機構議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

提出者 京都地方税機構議会議員  
松本 俊清  
中村 正孝  
坂本 優子

京都地方税機構議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都地方税機構議会個人情報保護条例（令和5年京都地方税機構条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。